

# 重度障害者医療費助成制度の概要

## 1 制度概要

【対象者】①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳A1・A2（知能指数35以下）

③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1（知能指数50以下）

④精神障害者保健福祉手帳1級（平成25年10月～）

※ただし生活保護受給者は対象外

【制度内容】対象者に医療証を交付し、原則、窓口負担のない現物給付方式により保険医療費の自己負担分を助成

※ただし精神障害のみの方は入院医療に係る医療費は助成対象外

## 2 本市の実施状況

年度	対象者数	決算額 (扶助費)	県補助金 (扶助費分)
平成20年度	16,429人	2,360,435,687円	757,924,000円
平成21年度	16,744人	2,631,544,595円	724,456,000円
平成22年度	16,973人	2,581,275,003円	632,251,000円
平成23年度	17,280人	2,607,480,621円	566,258,000円
平成24年度	17,620人	2,666,470,476円	531,479,000円
平成25年度	18,260人	2,687,216,118円	534,025,000円
平成26年度	18,526人	2,769,006,973円	533,221,000円
平成27年度	18,752人	2,799,498,309円	504,471,000円

## 3 県制度の経過

↳その他に事務費有。なお、平成27年度決算額は151,578,412円。

### (1) 補助率の推移

年度	補助率
昭和48年度	100%（事業開始）
昭和60年度	95%
平成7年度	90%
平成8年度	85%
平成10年度	77.5%
平成11年度	70%
平成12年度	60%

年度	補助率
平成13年度	52.5%
平成14年度	45%
平成15年度	37.5%
平成16年度以降	1/3

※一般市は1/2

県の制度見直し（（2）参照）により、

・平成20年10月から、65歳以上新規対象者及び一部負担金は補助対象外

・平成21年10月から、所得制限対象者は補助対象外

### (2) 県の制度見直しの内容

県は、医療保険制度の見直しや対象者の増加により事業費が年々大きく増加する中で、財政状況が厳しいことから、安定的な事業運営の継続を図るため、平成20年10月から対象者の見直しと一部負担金の導入、平成21年10月からは所得制限の導入を行った。一方、3障害一元化や精神障害者の地域生活支援の観点から、平成24年4月から精神障害者に対象を拡大した。

項目	内容	実施年月	※本市の状況
対象者の見直し	65歳以上の新規対象者を制度の対象外とする	平成20年10月	制度の対象としている
一部負担金の導入	通院1回200円、入院1日100円（調剤を除く）		適用していない
所得制限の導入	特別障害者手当における本人の所得限度額を準用	平成21年10月	適用していない
精神障害者対象化	精神障害者1級を新たに対象化（入院医療費を除く）	平成24年4月	県と同様に実施

障害者医療費助成制度：政令市の状況

(平成28年10月1日現在)

市名	所得制限	年齢制限	一部負担金徴収	精神障害者対象	道府県補助	備考 (その他本市よりも対象が広い部分)
川崎市	なし	なし	なし	1級(入院除く)	補助率:1/3	
札幌市	特別児童扶養手当の扶養義務者の限度額に準拠	なし(※)	初診時のみ内科580円、歯科510円、柔道整復270円 または医療費の1割(限度額あり)	1級(入院除く)	補助率:1/2	身障3級(内部障害) ※65歳以上は後期高齢者医療被保険者のみ対象とする
仙台市	障害児福祉手当に準拠	基本はなし(※)	市制度対象者については自己負担相当額の1/3		補助率:1/2	身障3級 療育手帳Bかつ障害基礎年金受給特別児童扶養手当1・2級 職親委託 【※上記のうち市制度対象者については、65歳未満を対象外とする】
さいたま市	なし	65歳以上の新規対象者は対象外	なし	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/4	身障3級 療育手帳B 65歳以上後期高齢者医療障害認定者(精神障害含む)
千葉市	特別障害者手当に準拠	65歳以上の新規対象者は対象外	1医療機関あたり1日300円(同一医療機関月5回まで)(所得割33,000円以上の場合のみ)	1級	定額1億円	身障3級(内部障害) 療育手帳B1のみ
横浜市	なし	なし	なし	1級(入院除く)	補助率:1/3	
相模原市	なし	なし	なし	1・2級	補助率:1/3	
新潟市	障害児福祉手当に準拠	なし	通院1回530円(同一医療機関月4回まで。5回目以降無料) 入院1日1,200円 訪問看護 1回250円	1級	なし	身障3級
静岡市	なし	65歳以上で課税されている場合は入院は助成対象外	1医療機関あたり1月500円	1級	なし	身障3級(内部障害) 特別児童扶養手当1級 重心手当受給者の一部 療育手帳B・身障3級のうち6歳以下 精神手帳2級のうち6歳以下
浜松市	特別障害者手当に準拠	65歳以上新規重度障害者で課税されている場合は入院は助成対象外	1医療機関あたり1月500円	1級	なし	身障3級 療育手帳B1 特別児童扶養手当1・2級
名古屋市	特別障害者手当の限度額以下	なし(※)	なし	1・2級	補助率:1/2	身障3級 療育手帳B1 腎臓機能障害1～4級 進行性筋萎縮症1～6級 自閉症 重度の指定難病患者 ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ対象
京都市	特別障害者手当の限度額に準拠	なし(※)	なし		補助率:1/2	※後期高齢者医療該当者は、重度障害老人健康管理費支給制度により助成
大阪市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし(※)	1医療機関あたり1日500円(月2日まで) 月額上限2,500円		補助率:1/2	身障手帳所持者(等級問わず)かつB1 ※65歳以上は、老人医療費助成制度により助成
堺市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし(※)	1医療機関あたり1日500円(月2日まで) 月額上限2,500円		補助率:1/2	身障手帳所持者(等級問わず)かつB1 ※65歳以上は、老人医療費助成制度により助成
神戸市	市民税所得割額23.5万円未満	なし	通院:1医療機関あたり1日600円(月2日まで) 入院:定率1割負担(月額2,400円が上限) ※入・通院について、低所得者、高校生以下はさらに軽減。なお、重症心身障害児(者)は負担なし。	1級 (精神疾患の医療に係る医療費を除く)	補助率:1/2	身障3級(内部障害)
岡山市	高齢福祉年金に準拠	なし	医療費の1割(所得に応じた限度額あり)		なし	身障3級
広島市	高齢福祉年金に準拠	なし	なし		補助率:40%	身障3級 療育手帳B1 手帳所持者(精神除く)で年金1級
北九州市	特別児童扶養手当に準拠	なし(※)	訪問看護のみ1割(月8,000円が上限)	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2 (精神障害者のみ)	※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ対象
福岡市	特別障害者手当に準拠	なし(※)	なし	1級 (精神病床への入院除く)	補助率:1/2 (精神障害者のみ)	※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ対象。3歳以上対象
熊本市	障害児福祉手当に準拠(ただし20歳未満は所得制限なし)	なし(※)	身障2級、知的A2、精神1級連続入院15年未満については自己負担相当額の1/3(ただし20歳以上)	1級	補助率:1/3	障害児福祉手当受給相当者 ※3歳以上
計	有:15か所	有:4か所	有:12か所	有:14か所	有:16か所	

重度障害者医療費助成制度：県内各市（19市）の状況

（平成28年12月1日現在）

	所得制限	年齢制限	一部負担金 徴収	精神障害者 対象	備考 (その他川崎市よりも対象が広い部分)
県 基 準	特別障害者 手当に準拠 (H21.10～)	65歳以上 新規対象外 (H20.10～)	入院：1日100円 通院：1回200円 (H20.10～)	1級(入院除く) (H24.4～)	
川 崎 市	×	×	×	○ (H25.10～)	
横 浜 市	×	×	×	○ (H25.10～)	
相 模 原 市	×	×	×	1・2級 (H16.10～)	
横 須 賀 市	×	○ (H26.10～)	×	○ (H25.10～)	
平 塚 市	×	×	×	1級 (H21.1～)	身体3級、4級かつIQ50以下又、IQ40以下
鎌 倉 市	○※ (H27.12～)	○ (H25.10～)	×	1・2級 (H7.10～)	身体3級、4級の一部、療育B1 障害基礎年金1・2級対象 ※所得制限で、市単分は配偶者・親子も含めた計算
藤 沢 市	×	×	×	1・2級 (H14.10～)	身体3級、知的B1、65歳以上身体4級の一部、ねたきり
小 田 原 市	×	×	×	○ (H25.1～)	
茅 ヶ 崎 市	×	×	×	1級 (H14.10～)	
逗 子 市	×	○ (H27.10～)	×	○ (H24.10～)	
三 浦 市	×	○ (H26.10～)	×	○ (H26.10～)	
秦 野 市	○ (H24.8～)	○ (H24.4～)	×	1級 (H24.4～)	筋ジストロフィー
厚 木 市	○ (H21.10～)	○※ (H21.10～)	×	1級 (H21.10～)	身体3級、知的B1 ※年齢制限で、65歳到達以前に身障手帳取得、IQ75以下と判定、精神保健福祉手帳取得のいずれかに認定されている者は助成対象
大 和 市	○ (H25.10～)	○ (H25.1～)	×	○ (H25.1～)	
伊 勢 原 市	○ (H27.10～)	○ (H27.4～)	×	○ (H27.4～)	
海 老 名 市	×	○ (H25.4～)	×	1・2級 (H15.4～)	身体3級、知的B
座 間 市	×	○ (H25.4～)	×※	1・2級※ (2級は精神通院のみ)	※身体3級及びB1は一部負担 ※H24.10～精神1級保険診療全部。
南 足 柄 市	○ (H26.10～)	×	×	○ (H24.10～)	
綾 瀬 市	×	○ (H23.7～)	×	1級 (H23.7～)	
計	○：6か所	○：11か所	○：0か所	○：9か所	

<凡例> 「○」県基準と同様、「×」実施していない(市町村が負担)